

喜多方市カーボンニュートラル実現重点対策加速化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、カーボンニュートラル社会の実現に向け、二酸化炭素排出量削減のための取組を加速させるため、脱炭素の基盤となる重点対策に取り組む市民、事業者に対し、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 需要家 市内において電力を使用、消費する者をいう。
- (2) PPA 発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を当該発電事業者の負担により設置し、所有・維持管理した上で、当該太陽光発電設備によって発電された電気を当該需要家に販売し電気を供給する契約をいう。
- (3) リース契約 需要家が希望する設備を事業者が代わりに購入して当該需要家に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、需要家からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価として回収する契約をいう。
- (4) FIT 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度をいう。
- (5) FIP 再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業者が卸売市場等で売電した際に、その売電価格に対して市場価格を踏まえて一定のプレミアム額を交付する制度をいう。
- (6) 自家消費率 敷地内に設置された発電設備で発電した電力量の内、当該敷地内において自家消費した電力量の割合をいう。
- (7) 処分制限期間規則 第18条に定める財産の処分を制限する期間であり、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一から別表第八までに定める耐用年数のことをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次に掲げるものとし、事業の区分ごとにそれぞれ別紙により、補助対象要件、補助金額、第6条に定める交付申請及び第13条に定める実績報告の各手続における添付書類その他必要な事項を定めるものとする。

- (1) 屋根上太陽光発電等導入加速化事業（別紙1）
- (2) 市有施設 PPA 型太陽光発電導入事業（別紙2）
- (3) 市有施設高効率照明機器導入事業（別紙3）
- (4) ソーラーシェアリング普及促進事業（別紙4）

2 補助事業は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 各種法令等を遵守した設備の整備であること。
- (2) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、未使用のものに限る。
- (3) 処分制限期間内において、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (4) 発電設備の整備にあつては、FIT 及び FIP の認定を取得しないこと。

- (5) 発電設備の整備にあつては、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。
- (6) PPA 又はリース契約によって補助事業を行う場合、別表1に掲げる全ての要件を満たす契約であること。
- 3 補助対象設備について、国及び市から補助金、交付金その他これらに類する助成金の交付を受けていないこと。また、国の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施される県の補助金、交付金その他これらに類する助成金の交付を受けていないこと。

(補助事業者の要件)

第4条 補助事業者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に住所(住民基本台帳に記録されている住所又は商業登記簿に記録されている所在地をいう。以下同じ。)を有する個人又は法人。ただし、PPA 又はリース契約により補助事業を行おうとする場合は、補助事業者本人においてはこの規定を適用しない。
- (2) 市税に未納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しないこと。
- 2 補助事業者が単身赴任その他の理由により一時的に市内に住所を有しない場合にあっては、配偶者、子、父母、その他補助事業者と生計を一にする者(以下「家族」という。)が、整備する設備によって供給される電力の受給地点となる住居に引き続き居住していなければならない。
- 3 PPA 又はリース契約により補助事業を行おうとする場合は、別表2に掲げる全ての要件を満たす法人であること。
- 4 PPA 又はリース契約により補助事業を行おうとする場合は、本条第1項各号及び第2項に掲げる要件を満たす需要家と契約した法人であること。ただし、契約の相手方が市である場合は、この規定を適用しない。
- 5 前条第1項第3号に掲げる事業(市有施設高効率照明機器導入事業)については、市の公営企業であること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、別表3に掲げるとおりとする。

- 2 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外する。
- 3 費用効率性(交付予定額を処分制限期間の累計二酸化炭素排出削減量で除した値)が25万円/t-CO₂を超える部分については、補助対象経費から除外する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、喜多方市カーボンニュートラル実現重点対策加速化事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 申請者の住民票(補助事業者が単身赴任その他の理由により一時的に市内に住所を有しない場合は、整備する設備によって供給される電力の受給地点となる住居に引き続き居住する家族の住民票を併せて添付)又は法人登記履歴事項全部証明書
- (2) PPA 又はリース契約により補助事業を行おうとする場合は、契約の相手方である需要家の住民票又は法人登記履歴事項全部証明書
- (3) 市税に未納がないことの証明書
- (4) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第2号)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項各号の書類と併せて、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に掲

げる書類を添付しなければならない。

(1) 第3条第1項第1号に規定する事業（屋根上太陽光発電等導入加速化事業）は、別紙1の3に掲げる書類

(2) 第3条第1項第2号に規定する事業（市有施設PPA型太陽光発電導入事業）は、別紙2の3に掲げる書類

(3) 第3条第1項第3号に規定する事業（市有施設高効率照明機器導入事業）は、別紙3の3に掲げる書類

(4) 第3条第1項第4号に規定する事業（ソーラーシェアリング普及促進事業）は、別紙4の3に掲げる書類

3 市長は、第1項に基づく補助金交付申請書の提出があった場合は、申請書が提出された順に受理する。ただし、申請書の提出時点において、書類の不備、不足のあるものにあつては、当該不備等に係る補正が完了した時点で提出されたものとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、予算の範囲内で交付額を決定し、申請者に通知するものとする。

2 第3条第1項第1号に規定する事業（屋根上太陽光発電等導入加速化事業）については、市長は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付決定可能額を上回った以降の申請については補欠として一定数を受け付け、交付決定又は補助金交付額の確定の取消し、補助事業者による補助事業の変更等により補助金交付額の総額が予算の範囲内となる事由が生じた場合、補欠を予算の範囲内で補欠番号順に繰り上げ、前項に定める手続を行うものとする。ただし、第12条に定める実績報告期限をもって補欠の効力を失うものとする。

（補助事業の着手）

第8条 補助事業の着手の日は、前条の規定による交付決定の日以降でなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の日から起算して、30日を経過した日とする。

（変更等の承認の申請）

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ喜多方市カーボンニュートラル実現重点対策加速化事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）に、当該変更等に係る資料を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合

(2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合

（承認を必要としない軽微な変更）

第11条 規則第6条第1項第1号の市長が定める軽微な変更は、補助金額の増額を伴わない次に掲げる変更とする。ただし、補助対象設備を変更する場合を除く。

(1) 補助対象経費の20%以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない増額をすること。

(2) 各経費区分相互間において、いずれか低い額の50%以内の経費の配分の変更をすること。

(3) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。

（概算払）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、喜多方市カーボンニュートラル実現重点対策加速化事業補助金実績報告書（様式第4号）に、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて実績報告を行うものとする。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する事業（屋根上太陽光発電等導入加速化事業）は、別紙1の4に掲げる書類
- (2) 第3条第1項第2号に規定する事業（市有施設PPA型太陽光発電導入事業）は、別紙2の4に掲げる書類
- (3) 第3条第1項第3号に規定する事業（市有施設高効率照明機器導入事業）は、別紙3の4に掲げる書類
- (4) 第3条第1項第4号に規定する事業（ソーラーシェアリング普及促進事業）は、別紙4の4に掲げる書類

2 前項の規定による報告は、規則第13条第2項に規定する日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

3 補助事業者は、第10条第3号の規定に基づく変更承認の内、補助金を当該年度の翌会計年度へ繰り越す承認を得たときは、当該年度における補助金の遂行状況について、当該年度の末日までに喜多方市カーボンニュートラル実現重点対策加速化事業補助金年度終了実績報告書（様式第5号）により実績報告を行うものとする。

（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前条第1項又は第2項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定した額が第7条第1項の規定により交付の決定をした際の額と同額である場合は、当該通知を省略する。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、市長が別に定める日以内とする。

（補助金の交付請求）

第15条 補助事業者は、規則第5条の規定による交付決定の通知を受けたときは、速やかに喜多方市カーボンニュートラル実現重点対策加速化事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（手続の代行）

第16条 本要綱に基づき補助金の交付を申請しようとする者は、本要綱に定める手続について、補助対象設備等を販売又は設置施工する者に対して、手続の代行を依頼することができるものとする。

2 前項の定めるところによる手続の代行を請け負った者（以下「手続代行者」という。）は、その手続を信義に従って誠実に履行するものとする。また、この手続の代行を通じて得た申請者に関する情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

その他関係法令に従って取り扱わなければならない。

- 3 市長は、手続代行者が本要綱に定める手続を偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合に、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、以降の手続の代行を認めないことができる。

(決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の指示若しくは命令に違反したときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金等の返還を請求するものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械器具、備品及び重要な財産（以下「処分制限財産」という。）を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業者が規則第6条第1項第4号の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合、処分制限期間を経過した場合又は PPA 若しくはリース契約の場合で補助事業者から当該契約により需要家へ所有権が移転する場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- 3 市長は、処分制限財産の処分により補助事業者に収入があったと認めるときは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を市に返還させることができる。

(改修等に伴う手続)

第20条 補助事業者、処分制限期間内において、補助事業によって取得し、又は効用の増加した設備の移転、更新又は主要機能の変更を伴う改修等をしようとするときは、あらかじめ市長にその内容を届け出なければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第21条 補助事業者は、補助金の収支状況を記した会計帳簿その他の書類を整理し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(調査等への協力)

第22条 補助事業者は、市長が補助事業の効果を把握するために補助事業終了後に行うアンケート等の調査に協力するものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 10 日から施行し、改正後の要綱の規定は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 PPA 又はリース契約に係る契約内容の要件

別表 2 PPA 又はリース契約における事業者の資格要件

別表 3 補助対象経費

別紙 1 屋根上太陽光発電等導入加速化事業

別紙 2 市有施設 PPA 型太陽光発電導入事業

別紙 3 市有施設高効率照明機器導入事業

別紙 4 ソーラーシェアリング普及促進事業

別表 1（第 3 条関係）

PPA 又はリース契約に係る契約内容の要件

	要件
①	当該事業によって得られる環境価値のうち、需要家へ供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
②	太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池を導入するサービスのいずれかであること。
③	太陽光発電設備及び蓄電池設備（以下「導入設備」という。）が故障した場合に、PPA 又はリース契約期間中は設置事業者により、速やかに交換又は修理が行われるものであること。
④	設置事業者の都合により当該契約を遂行できなくなった場合、需要家に不利益が生じないような契約となっていること。
⑤	PPA 又はリース契約に係る契約期間満了後は、次に掲げるいずれかとなるものであること。 ア 導入設備の需要家への無償譲渡 イ 契約期間の更新 ウ 導入設備の撤去

別表 2（第 4 条第 3 項関係）

PPA 又はリース契約における事業者の資格要件

①	PPA 又はリース契約による太陽光発電設備の設置及び運用に係る複数の実績を有すること。又は、それと同等の実績を有すると市長が認めた事業者。
②	次の要件の全てに該当すること。 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。 イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第 1 項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全と認められる者でないこと。 ウ 以下に該当する者が役員でないこと。 - a 法律行為を行う能力を有しない者 - b 破産者で復権を得ない者 - c 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者 エ 法人等又はその役員（その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を含む。以下「役員等」という。）が次に掲げる事項に該当しないこと。 - a 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体をいう。） - b 役員等に暴力団員等（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること。 - c 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。 - d 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。 - e 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に実質的に関与していること。 - f 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持管理に協力し、又は関与していること。 - g 法人等が暴力団員等を雇用していること。 - h 役員等が暴力団員等と密接な交際をするなど、社会的に非難されるべき関係を有していること。 オ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 3 条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第 2 条の規定によるもの）でない者。 カ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。 キ 補助金申請日前 3 年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。 ク 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

別表 3（第 5 条関係）

補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接 工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の 2 省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④ 負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金（1.35万円/kW を上限とする。））
	(間接 工事費)	共通 仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場 管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般 管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯 工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（補助要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する

			必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。 PPA契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

ソーラーシェアリング普及促進事業

1 補助対象事業の要件

- (1) 農地において、農地法に基づく一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光電池モジュールを設置し、営農を継続しながら又は遊休農地等においては営農を再開し発電を行う営農型太陽光発電の導入であること。
- (2) 当該事業により導入する太陽光発電設備で発電した電力のうち当該発電設備の敷地内で自家消費されないものについては、市内の市有施設及び農林漁業関連施設で消費すること。
- (3) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して実施されること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の①から⑫をすべて遵守していることを書類により明らかにすること。
 - ① 地域住民や関係団体、市と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
 - ② 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
 - ③ 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
 - ④ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
 - ⑤ 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
 - ⑥ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
 - ⑦ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
 - ⑧ 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
 - ⑨ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
 - ⑩ 交付対象設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。
 - ⑪ 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
 - ⑫ 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
- (4) PPA の場合、PPA 事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が福島県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の 15分の13 とすることができる。）。

- (5) リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース期間が処分制限期間よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
- (6) 長期の営農計画と営農体制の確保がなされていること。

2 補助率

補助対象経費の2分の1（ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）

3 交付申請における添付書類

- (1) 補助対象事業の要件を満たすことが確認できる事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) （PPA 又はリース契約の場合）契約期間内に需要家が負担するサービス料の合計額から補助金交付予定額相当分が控除されることが分かる書類又は利用料金計算書
- (4) （PPA 又はリース契約の場合）本事業により整備される設備等について処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
- (5) （太陽光発電設備を設置する敷地内で自家消費されない電力を市有施設へ供給する場合）売電等単価の積算内訳及び年間の売電等合計額の見込みが確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

4 実績報告における添付書類

- (1) 補助対象事業の要件を満たしていることが確認できる事業実施報告書
- (2) 収支報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類